

B:一時支援金の上乗せ(給付金)

【給付申請時の提出書類について】

以下の書類の写しを給付申請画面に添付をお願いいたします。

申請事業者 共通書類

・支払い口座の写し

※法人または代表者の口座情報の分かるページの写し(見開き1・2ページ)

・本人確認書類の写し(代表者のもの) ※いずれか一つを添付してください。

【法人】代表者の運転免許証、パスポート、保険証等の書類

【個人】運転免許証、パスポート、保険証等の書類、マイナンバーカード等

(マイナンバーが記載された裏面は提出しないこと)

・国から「一時支援金」が給付されたことを示すもの。(一時支援金の振込のお知らせの写し)

「申請者住所記載面」と「給付金額の記載された面」の両方の写し

※写しがない場合は、給付通知のメールの写しおよび国の一時支援金の振り込まれた通帳の該当箇所の写し

家賃(月額)30万円以上支払っていることが確認(国の家賃支援給付金で確認)できる事業者のみ

・「家賃支援給付金の振込のお知らせ」

「申請者住所記載面」と「給付金額の記載された面」の両方の写し

※写しがない場合は、給付通知のメールの写しおよび国の家賃支援給付金の振り込まれた通帳の該当箇所の写し

・家賃(月額)30万円以上支払っていることを証明できる契約書等

契約書等の条件は、次の通りです。

対象期間： 2020年5月～12月 (家賃支援給付金と同期間)

対象経費： 賃料、共益費、管理費 (家賃支援給付金と同じ)

※保証金は対象外

消費税： 税込み(家賃支援給付金と同じ)

※なお、ここでいう家賃は地代(駐車場代、土地使用料等)も含まれます。

※ご確認ください！幅広い事業者の方に受給いただけます。

・緊急事態宣言地域内の時短要請対象飲食店に対して直接・間接取引がある事業者はもとより、それ以外の事業者であっても、「外出自粛等の影響を受けていること」および「2019年比または2020年比で、2021年の1月、2月、または3月のいずれか1月の売上が50%以上減少していること」を満たす事業者であれば、飲食関連事業者であるかどうかにかかわらず、一時支援金の対象となる可能性があります。

・「外出自粛等の影響を受けていること」については、本県は、すべての市町において、旅行客の5割以上が緊急事態宣言発令地域(東京、大阪、京都、兵庫、愛知、岐阜など)から来訪しており、要件を満たします(ただし、地域コミュニティ内の顧客のみと取引を行っているなどの場合は対象外となります)

・「50%以上減少していること」については、2019年または2020年の1月～3月までをその期間に含む全ての確定申告書の控えや2021年の対象月の月間事業収入がわかる売上台帳等の書類が必要となります。

・なお、本県では飲食店の皆さまに時短要請をしておらず、協力金の支給もしておりませんので、50%売上減少要件等を満たす全ての飲食店が受給の対象となる可能性があるほか、ホテル・旅館等の宿泊事業者、タクシー・バス等の旅客運送事業者、土産物店等の小売事業者など幅広い旅行関連事業者や、映画館・カラオケ等の文化・娯楽サービス事業者、理容・美容・クリーニング・エステサロン、結婚式場、運転代行業等、主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う事業者も対象となる可能性があります。

★実際に対象となるかどうかについては、下記の国の一時支援金コールセンターにお問い合わせください。

TEL:0120-211-240

IP 電話等からのお問い合わせ先:03-6629-0479(通話料がかかります)

また、実際に電子申請の手続きを補助員がサポートする「申請サポート会場」が大津にございますので、必要に応じご活用ください(必ず事前の来訪予約が必要ですので、下記サイトからご予約をお願いします)。

<https://reservation.ichijishienkin.go.jp/visit-appointment?meetingRoomCode=250101>